# 宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付(以下「緊急対策貸付」という。)を利用した者に対し、予算の範囲内で利子補給を行うことについて、宮崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第19号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

# (利子補給の対象者)

- 第2条 この要綱により、緊急対策貸付の利子補給を受けることができる者は、 次に掲げる要件を備える者とする。
  - (1) 緊急対策貸付により事業資金の融資を受けた者
  - (2)市内で事業を営む中小企業者で、個人で市内に住所及び事業所を有する者又は法人で市内に本社を有する者
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は利子補給の対象 外とする。
  - (1) 市税を滞納している者。ただし、新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年1月以降に納期到来する税の納付が遅延した場合にあっては、この限りではない。
  - (2)利子補給の交付を受けようとする者(役員を含む。)が宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者

### (利子補給対象利率及び対象期間)

- 第3条 利子補給対象利率は、次に掲げるとおりとし、その期間は初回償還月(据 置期間を含む)から3年以内とする。
  - (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第6項の要件による貸付の場合、1.2%以内。
  - (2)中小企業信用保険法第2条第5項第5号の要件による貸付の場合、1.4%以内。

#### (利子補給補助率)

- 第4条 利子補給補助率は10/10とする。
- 2 前項に関わらず、延滞利息等約定償還日を超えたことにより支払うべきものは除く。

(利子補給の承認)

- 第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出し、市 長の承認を得なければならない。
  - (1)新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給承認申請書(様式第1号)
  - (2) 緊急対策貸付の取扱金融機関が発行する返済予定表の写し等償還計画が分かるもの
  - (3) 市税納付状況確認同意書(様式第2号)
  - (4) 宮崎市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 47 号) に基づく誓約書兼同意書 (様式第 3 号)
- 2 市長は、前項の規定による承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容が適正であるかどうかを審査し、利子補給が適当であると認めるときは利子補給承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(利子補給の申請及び実績報告)

- 第6条 前条の承認を受けた者(以下、「承認事業者」という。)は、毎年3月末日までに利子補給金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
  - (1) 通帳の写しや緊急対策貸付の取扱金融機関が発行する支払証明等、前年中に支払った緊急対策貸付の利子の額を証するもの
  - (2) 市税納付状況確認同意書(様式第2号)
  - (3) 宮崎市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 47 号) に基づく誓約書兼同意書 (様式第 3 号)

(利子補給金の額の決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その書類等の審査により、利子補給金を交付することが適当であると認めたときは、利子補給金の交付を決定のうえ、額を確定し、その旨を利子補給金交付決定書兼確定通知書(様式第6号)により、申請者へ通知する。

(請求書の提出)

第8条 前条の通知を受けた者は、すみやかに利子補給金請求書(様式第7号) を市長に提出するものとする。

(利子補給金の交付方法)

第9条 この利子補給金は、精算払により交付する。

(報告及び調査)

第10条 市長は、承認事業者に対し、必要に応じ、報告若しくは関係書類の提

出を求め、又は実地調査を行うことができる。

#### (承認の取消し等)

- 第11条 市長は、承認事業者が次の各号の一に該当した場合は、その承認及び 交付の決定を取り消すことができる。
  - (1)資金を目的以外に使用したとき。
  - (2) 宮崎県信用保証協会の代位弁済となったとき。
  - (3) 虚偽その他不正の手段により利子補給を受けたとき。
  - (4)事業を中止し、若しくは廃止又は事業に関する権利を譲渡したとき。
  - (5) その他市長が利子補給の目的を達成することができないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、承認の取消しを受けた者に対して、当該利子補給を行わず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還その他必要な措置を命ずることができる。

## (事業承継の特例等)

- 第12条 承認事業者が高齢、死亡その他特別な理由があると市長が認めた場合 において、その子等がその事業及び融資の弁済を承継したときは、その子等は、 本要綱に基づく利子補給対象者とみなす。
- 2 前項の規定による事業等の承継を行おうとするものは、次に掲げる書類を市 長に提出するものとする。
  - (1)事業承継届(様式第8号)
  - (2) 市税納付状況確認同意書(様式第2号)
  - (3)宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)に基づく誓約書兼同意書 (様式第3号)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

#### 附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月17日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。